

陵墓の祭祀について

メモ)鉄本 2023.04.28

来館者からのよくある質問の1つに、天皇陵が完成し葬儀が終わった後、古墳はどのように扱われたのか、という質問があります。そこで陵墓の祭祀について調べてみました。天皇陵の祭祀は、皇室の私的な行事という側面があり、詳細は不明ですが判った範囲でまとめてみました。

1. 「陵墓」の歴史的経過と祭祀

6・7世紀頃に「陵」の概念が成立し全陵を祀る祭祀が行われたが、8世紀頃からは近縁者の陵墓に限定した祭祀となり、平安末期から幕末までは祭祀は断絶状態だったが、明治期には国家による陵墓祭祀が復活した。

(1) 歴史的経過

①6世紀後半～7世紀前半(推古期～皇極期)

「冠位十二階」により、大王が超越した存在として観念され、大王の地位が権威化される。

「天皇」と単なる王の間に尊卑の違いをなし、「陵」と「墓」に区別する。⇒「**陵墓**」制度への転換

全「陵墓」の班幣(はんぺい)する荷前常幣が成立 *班幣とは幣帛を諸神に分けること

②7世紀後半(天智期～天武期)

「大化薄葬令」により「礼思想」の導入がなされる。⇒「天皇」の超越化と身分序列化

③8世紀～11世紀

「律令葬制」の導入 身分を6等級に分け、身分別の葬送・服紀、墓碑設置、葬具、墓域の設定
特定の「陵」には、「**陵戸(りょうこ)**」、「**百姓戸(しゅこ)**」を置く。

「常幣」から「別貢幣」・「臨時奉幣」にウェイトが移る。

仏教葬礼との連動 「国忌(命日の仏事)を行う。

別貢幣・国忌の対象とする「陵墓」の固定化 「**近陵・近墓制**」(天皇即位ごとに増減)

【一例】「十陵八墓」 寛平3年(891) 宇多天皇(天智天皇系)の時 **赤字**は女性

・近陵: 天智、光仁、桓武、**藤原乙牟漏**、**崇道**、仁明、文徳、**藤原順子・沢子**、光孝の十陵

・近墓: 藤原鎌足・長良・**乙春**・良房、**源潔姫**、仲野親王、**当宗氏**、藤原基経(宇多外祖父)の八墓

*崇道天皇は早良親王のことで、皇太子だったが、藤原種継暗殺事件に連座し廢太子、配流、憤死す。朝廷は早良親王の怨霊を恐れ、鎮魂の儀式を行い崇道天皇と追諡した。

④12世紀(平安末期)

荷前対象の個別細分化と安定化 藤原氏支配の政権下、藤原氏に近い天皇(例:天智天皇など)が近陵とされ、また、外戚として藤原鎌足の墓が「近墓」とされた。

停滞期・荷前使の欠怠 墓を忌み嫌う風潮と藤原政権の衰退が背景となり、祭祀が行われなくなる。

【参考】「陵戸」とは: 古代に陵墓守衛に当てられた戸。王族の陵墓を守衛した陵守(みささぎもり)と墓守(はかもり)を前身とする。691年(持統天皇5年)が初見。律令制における治部省の諸陵司(諸陵寮)に隷属し、課役が免除される代わりに山陵の警備に当たった。陵戸が不足した場合、近隣の百姓(ひやくせい)を指定して3年交代で守備させたのが、守戸(しゅこ)である。

「常幣」とは: 7世紀末以降において、毎年12月吉日に諸陵寮が中心となって全山陵に対して

奉幣を行う山陵祭祀を常幣という。幣(へい)という神前に供える布帛(ふはく)を特定の陵墓に献ずる儀式を荷前(のさき)といい、派遣された勅使を荷前使(つかい)という。「別貢幣」とは：当代の天皇との血縁関係から奉幣対象陵墓に遠近の差が付けられ、平安初期には、従前の奉幣に加えて血縁の近い近陵・近墓に対して祭祀が行われるようになった。これを別貢幣といい、**天皇親祭**の意味合いが強い。「国忌(こつき)」とは：先天皇・皇族・外戚の命日に政務を休み仏事を行うこと。

(2)祭祀の形式

- ①常幣： 毎年十二月に諸国からもたらされる当年の調物の初穂を幣物として奉る。
諸陵寮から使いが送られる。
- ②別貢幣： 天皇が建礼門前の幄(あく:「天幕」のこと)に出御、大臣以下も列席。幄舎に幣帛が並べられる。天皇の拝の後、使いがこれを受け、各陵墓に供える。勅使は天智天皇陵のみは中納言以上、その他は参議以上、四位、五位、内舎人などが務めた。**平安末期からは衰退し、実施されなくなった。**

2. 近現代の祭祀

明治期に国家による陵墓祭祀が復活。現在の宮中祭祀は明治憲法下の旧皇室祭祀令に基づいて行われる。『神葬祭大事典』、『皇室辞典』等によると江戸時代は寺請制度によって仏教による葬儀が義務づけられており、明治までは神式による葬儀は一般的ではなかった。

(1)式年祭

歴代天皇の崩御・薨去から3年・5年・10年・20年・30年・40年・50年・100年・以後100年ごとの祭典

(2)大祭 (正辰祭)

神武天皇祭、先帝祭については毎年崩御日に行う。大祭は天皇自らが祭典(天皇親祭)を行う。先帝以前三代については、式年祭として大祭で行う。

(3)小祭 (正辰祭)

歴代天皇の崩御相当日に宮内庁宮殿及び陵所にて行う。小祭は掌典長が祭典を行う。先帝以前三代の例祭及び先后の例祭は次の日に行う。

- ①昭和天皇祭:1月7日 ②孝明天皇祭:1月30日 ③神武天皇祭:4月3日
- ④香淳皇后例祭:6月16日(昭和天皇皇后) ⑤明治天皇例祭:7月30日 ⑥大正天皇例祭:12月25日

「正辰祭(せいしんさい)」とは、『神葬祭総合大事典』(雄山閣出版 2000)によると、「祖霊社にまつられる祖霊のうち、両親や近親、あるいはその家の始祖、中興の祖など、特定の祖霊に対しその帰幽当日(祥月命日)に霊前と墓前でを行う霊祭」となっている。

【参考文献】

- ・『「陵墓」からみた日本史』 田中聡著 日本史研究会・京都民科歴史部会編 青木書店 1995
- ・論説「荷前別貢幣の成立:平安初期律令天皇制の考察」 京都大学 吉江崇 2001
- ・論考「平安時代における近陵・近墓の被葬者について」 国士舘大学 藤木邦彦 (東京大学名誉教授)
- ・宮内庁 HP 「主要祭儀一覧」
- ・皇室祭祀令(昭和22年5月2日廃止。廃止後も宮中祭祀は、皇室祭祀令に準じて行われている。)